

懲戒処分以外の処分の実施状況

(過去分)

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
6. 4. 12	文書訓告	県立学校 教 諭	令和6年1月、自家用車を運転し、松山市内の十字路を直進しようとしたところ、十字路に侵入してきた電動アシスト自転車と衝突し、相手方に怪我を負わせた。
6. 6. 21	口頭訓告	県立学校 教 諭	令和6年1月、自家用車を運転し、新居浜市内の信号のない交差点で、横断歩道を渡っていた相手方に接触し、怪我を負わせた。
6. 9. 3	文書訓告	公立小学校 校 長	令和5年12月、18歳未満の者に対して、現金を渡し、わいせつな行為をしたことにより処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、6. 9. 3 免職)
6. 10. 4	文書訓告	県立学校 教 諭	令和6年8月、自家用車で新居浜市内の国道11号線を走行中、速度違反取締中の警察署員に38km/hの速度超過(制限速度50km/hのところを88km/hで走行)により検挙された。
6. 10. 18	文書訓告	県立学校 教 諭	令和6年8月、自家用車で新居浜市内の国道11号線を走行中、速度違反取締中の警察署員に31km/hの速度超過(制限速度50km/hのところを81km/hで走行)により検挙された。
6. 10. 24	文書訓告	県立学校 校 長	令和6年8月、勤務校の女子生徒に不適切な内容のメッセージを送信したこと、また、令和5年6月及び令和6年6月、勤務時間中に勤務場所を離れて勤務を怠ったことにより処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、6. 10. 24 減給10分の12ヶ月)
7. 3. 17	口頭訓告	県立学校 教 諭	令和6年5月、自家用車を運転し、松山市内の交差点において右折したところ、横断歩道を渡っていた自転車に衝突し、相手方に怪我を負わせた。
7. 3. 21	口頭訓告	県立学校 教 諭	令和5年10月、体調不良を理由に部活動の遠征への不参加を申し出た生徒に対し、それを認めようとせず、当該不参加を理由に遠征が中止になることを他の部員に説明するよう迫った。
7. 3. 21	厳重注意	県立学校 教 諭	令和5年3月及び同年4月の合計7日間、懲戒として、生徒に対し、部活動中に1時間のランニングマシンを行わせた。
7. 3. 25	口頭訓告	公立中学校 校 長	令和6年9月、睡眠導入剤を服用し、その薬物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自家用車を運転し、大洲市内の信号のない交差点において十分な確認をしないまま右折した際、直進してきた対向車に正面衝突させたことにより処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、7. 3. 25 戒告)
7. 3. 26	口頭訓告	公立小学校 教 諭	扶養親族である子の所得確認が不十分であったため、令和4年11月から令和7年2月まで(2年4月)の間、扶養手当等を不適正に受給した。